## 「エアバッグ類 車上作動処理管理台帳」を 確実に作成し、管理して下さい!

管理台帳の提出をお願いする場合があります。

(車上作動処理業務規約第16条)



管理台帳作成は車上作動処理業務規約 に基づく作業で すので、必ず作成し、管理をお願いします。

( エアバッグ類車上作動処理における遵守事項 第5項) 管理台帳の必要項目については、当機構ホームページの「各種マニュ アル・書式集」に下記の見本がありますので、ご活用下さい。



V	① 事務所管理欄(1)			2	作業場管	里欄	3	事務所管理欄(2)		
No.	車台番号	車名	作動処理 実施日	-	動方式 一括	個數 確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	解体自動車引渡先	ELV 引渡日	備考
1			/				/		1	
2		Ĭ.	/				/		/	
3			/				/		/	
4			/				1		1	
5		Ÿ.	1				/		1	
-							1	-	1	
								Ÿ	/	

なぜ管理台帳が 必要なの? 現場での車上作動処理実施を確実に管理し、その実績と電子マニフェストの「エアバッグ類引渡報告」を照合するために必要です。

## 作成のポイント

車上作動処理実施後、内容を管理台帳へ正確に記録する。

その記録を基に速やかに電子マニフェストの「エアバッグ類引渡報告」を行う。



「エアバッグ類 引渡報告」の間違いが防げます。